岡山市環境保全条例施行規則第７条第２号に規定する公害防止計画書

当該建築物に設置する特定施設に係る公害防止計画については、以下のとおりです。

１．ばい煙対策

□適切なばい煙処理装置を選定、設置し、ばい煙に係る規制基準を遵守します

□その他（　　）

□対象外

２．粉じん対策

□粉じん飛散防止対策を行い、粉じんに係る施設管理基準を遵守します

□その他（　　）

□対象外

３．騒音対策

□騒音を生じる施設は騒音防止対策を施し、騒音に係る規制基準を遵守します

□その他（　　）

□対象外

上記対策を取り、若しくは、対策の必要がないと判断した場合においても、公害に係る苦情等が生じた場合は、適切な措置をとり、その解決にあたります。